

【実践報告】

パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討

－援助プロセスと退所統計の変化にみる成果と課題－

福 井 充

和文抄録

本報告は、乳児院及び児童養護施設在所児童についてパーマネンシー保障のための家庭復帰、親族養育への移行、特別養子縁組の支援を行った児童相談所の実践（2016年4月～2019年3月）の評価を目的に、専任係設置（2016年4月）前後の援助のプロセスと結果（退所統計等）の変化から実践の成果と課題を検討した。入退所調査に基づき方針を定め、家族参画による目標等の決定、家族交流の把握と促進、親族調査、目標等の定期的な再検討などのケースマネジメントを組織的に充実させた結果、児童養護施設の退所では、家庭復帰と親族養育移行のプロセスで家族参加会議、親族面接が3倍以上に増え、親族養育移行の割合や在所期間3年以上における家庭復帰の割合の増加、家庭復帰及び親族養育移行した児童の再通告等割合の減少など一定の成果が示唆された。乳児院の退所では、児童養護施設への措置変更がなくなり、親族養育と里親養育への移行割合が増加した。

キーワード：パーマネンシー、ケースマネジメント、社会的養育、家族再統合、親族養育

I. 背景と目的

1. 実践の背景

(1) 課題認識

2016年の改正児童福祉法（第3条の2）は、児童が「家庭」で養育されるよう保護者を支援し、それが困難又は不適當な場合は「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することを国と地方公共団体に求めた。その後改正された児童相談所運営指針（厚生労働省2018）は、相談援助活動の原則として、まずは家庭復帰に向けた

努力を最大限に行い、それが困難な場合は親族・知人による養育、さらには特別養子縁組を検討し、これらが適当でない場合に、里親委託の検討や施設から家庭養護（里親等）への移行努力を行うよう定めた。

しかし、児童養護施設に在所している児童（2018年2月1日時点）のうち、58.3%は「自立まで現在の児童養護施設で養育」の見通しであり、19.9%は家族と交流がない（厚生労働省2020:16-18）。児童養護施設在所期間が4年を超えて退所した者のうち、家庭復帰は31.7%、親族養育又は養親候補者への移行は2.0%にとどまり、18歳到達後の退所が48.5%を占めた（厚生労働省2016b:3）。相談件数が増加する中、児童相談所は、児童養護施設等に子どもを措置後、親子との目標や支援内容の合意、親子交流の

2021年7月12日受付／2021年11月22日受理
 FUKUI Mitsuru
 福岡市こども家庭課
 E-mail: fukui.m 03@city.fukuoka.lg.jp

支援、家庭復帰や親族養育に向けた保護者や親族へのアプローチなど、家族の参画を促しながら子どもの最善の利益（児童福祉法第2条第1項）を追求する援助活動に取り組んでいるだろうか。取り組み不足の結果として、家庭復帰や親族養育に至らず長期入所となり、家族との関係が希薄なまま孤独な退所を迎える子どもたちを生んでいないか。親子分離後の実践の状況や、その改善に伴う変化を可視化することにより、より良い支援を検討、構築することが課題といえる。

(2) 価値と理論

親権をめぐる措置判断の基準となる「子どもの最善の利益」を理論化した Goldstein, et al. (1996: 11-13) によると、心地良さや心情など子どものニーズに日々関心を向け、経験を共有する少なくとも一人の「心理的親」をもつことで、子どもは、愛され、価値を置かれ、欲されていると感じ、健康な自尊心を身につけられる。パーマネンシーは、「心理的親との永続的な関係の下での養育環境」（畠山 2015: 43）と定義づけられ、「子ども特有の時間感覚」に伴う「（心理的親からの）分離期間への敏感さ」（Goldstein, et al. 1996: 9）を考慮して早期に保障されることにより、未来を共有する親との安全で妨げられない情緒的な結びつきや予測可能性が生まれ、安心感や所属感が促され、安定したアタッチメント形成やアイデンティティ獲得などの精神発達につながる。1980年の米国連邦法 Adoption Assistance and Child Welfare Act は、家庭外措置後は半年毎に司法審査し、措置後18か月以内に、より子どもに制約の少ないパーマネンシーゴール（順に家庭復帰、養子縁組）を確定させるよう求め、近年は、家族との結びつきを感じられる親族養育も重視されている（Pecora, et al. 2019: 292）。本実践では、子どもの「心身の健やかな成長及び発達」（児童福祉法第1条）に不可欠なパーマネンシーの価値を重視し、児童相談所運営指針が定めた米国類似のパーマネンシー保障の選択肢（順に家庭復帰、親族養育、特別養子縁組）を「パーマネンシーゴール」と定義して援助目標とし、その早期保障に向けて実践を改善することとした。

援助プロセスの改善にあたっては、パーマネンシーを早期保障するケースマネジメントとして Maluccio, et al. (1986: 8-12) が示したパーマネンシープランニングの方法に含まれる「一時的養育から子どもを移行する様々な選択肢の特定と優先順位の設定」、「適切な永続的措置を達成するために期限を定めたサービス計画の策定」、「（分離経験で生じた感情を子どもが取り扱うために欠かせない）親子交流の積極的促進」、「法的手続の確固たる活用」、「定期的なケース審査」や、1997年の米国連邦法 Adoption and Safe Families Act が可能とした並行プランニング（concurrent planning：パーマネンシーゴールの複数同時設定による早期達成）を参考とした。また、この援助プロセスへの「積極的な参加を通じ、親は、子どもが家に復帰し留まるには何が必要とされるのか、必要なら家庭復帰以外の計画へ向けて何をすればよいのかを、よりよく理解することができる」（Maluccio, et al. 1986: 11）という家族参画の価値を実践に反映し、保護者や親族との面接、家族参加会議の充実を図った。

2. 先行研究

親子分離後のパーマネンシーゴールへの移行に関する児童相談所の実践については、家族再統合を中心に先行研究がみられる。山本ほか（2012）は、児童養護施設等から家庭復帰した虐待事例の分析により、管理的な設定から段階的な親子再接触を節目に親子関係を評価する枠組みが構築されていること、虐待の不適切性を認めず児童相談所が示す支援を受け入れない場合に安全の再アセスメントが必要であることを明らかにした。その追跡調査の検討（山本ほか 2013）では、家庭復帰した虐待事例の13.2%が翌々年度11月時点で一時保護又は施設入所中であることが把握された。また、加藤ほか（2014: 26）は、サインズ・オブ・セイフティ等の枠組みのもと、様々な保護者支援プログラムを、安全とパーマネンシーを保障する明確なゴールのあるプランニングの中に位置づける必要性、プログラムを組織的に継続する必要性を指摘した。その他、虐待事例で再統

合プログラムを介した三項関係による親との関係形成など心理的援助のモデル構築を試みた研究(千賀 2014) などがある。

これらの研究は、児童虐待事例の家庭復帰等の支援に必要な技術や視点、家族参画によるプランニングの手法などを提供している。一方、児童養護施設及び乳児院(以下、総称する場合は施設)在所児童のパーマネンシーゴールへの移行を目的とした組織的な進行管理等の実践を評価した研究は見当たらず、この領域の研究は、先行研究が提供する技術等を活かす土台となる児童相談所のケースマネジメントの充実に向けた一助になると考えられる。

3. 目的

以上の認識のもと、本報告は、施設在所児童のパーマネンシーゴールへの移行のために A 市児童相談所が行った実践を評価し、成果と課題を検討することによって、親子分離後のパーマネンシーの早期保障に向けた支援の構築に資する実践例を提供することを目的とする。

II. 対象と方法

1. 評価対象とした実践

評価の対象は、A 市児童相談所が次の(1)(2)に基づき設置した移行支援専任の係(以下、専任係)が中心となり、施設に措置した事例に対して取り組んだ3年間(2016年4月1日～2019年3月31日)の実践(3)～(6)である。

(1) 施設入退所状況のアセスメント

施設養育から家庭と地域を基盤とした支援への移行に向けた実践ガイド(Mulheir, et al. 2007: 52-67)を参考に2015年11月に実施された入退所調査(福井ほか2017;藤林2017:114-129)の結果、児童養護施設在所者の在所期間は平均5.0年(全国5.2年(厚生労働省2020))、乳児院からの入所者は27.7%(全国22.3%(厚生労働省2020))であり在所期間が長い傾向があった(表1)。2012年11月1日～2015年10月31日に児童養護施設から家庭復帰した児童の75.3%が在所期間3年未満であり、在所期間が3年を超えると退所に占める家庭復帰の割合は5割を切り、在所期間3年以上の退所者の64.7%が18歳到達後に退所していた。在所期間3年以上の児童養護施設在所者のうち、64.3%は入所時点の長期見通しが家庭復帰であったがその約半数は2015年11月1日時点で家庭復帰の見込みがなく、18.5%は家族との接触が年間0回、41.4%は年間3回以下であった。児童養護施設から特別養子縁組への移行はなく、親族養育への移行は退所総数の3%未満だった。

(2) 方針の設定

この結果から、児童養護施設入所時の目標が家庭復帰であったとしても、概ね3年以上在所すると、多くはパーマネンシーゴールへの移行なく家族交流が希薄なまま年齢到達まで長期入所となる傾向があると考えられ、乳児院からの入所児童は在所长期化の傾向があることから、以下の方針が設定された。また、里親養育への移行も、里親

表1 児童養護施設在所者の在所期間

単位：在所者数(カッコ内は%)

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 9年未満	9年以上 12年未満	12年以上 15年未満	15年以上 18年未満	計
乳児院から入所	18 (23.7)	16 (21.1)	15 (19.7)	16 (21.1)	8 (10.5)	3 (3.9)	76 (100.0)
乳児院以外から入所	99 (50.0)	50 (25.3)	22 (11.1)	14 (7.1)	8 (4.0)	5 (2.5)	198 (100.0)

集計対象：2015年11月1日時点で児童養護施設在所中の者(N=274)

在所期間：在所中の児童養護施設の入所日から起算

乳児院から入所：在所中の児童養護施設への入所直前に乳児院に在所していた者

家庭での安定したアタッチメント形成が子どもと心理的親（実親等）との関係の維持や構築，良好な親子交流の促進に役立つと考えられることから，パーマネンシーゴールへの移行過程の一つとして支援方針に含められた。i) 乳児院在所児童の家庭復帰，親族養育，特別養子縁組あるいは里親養育への移行を重視し，特に必要な場合を除いて児童養護施設への移行は行わない。ii) 施設入所直後から家族参画により目標，支援計画，交流計画を立てて交流を促進し，一定期間内（最低でも乳児院は数か月毎，児童養護施設は6か月毎）に再検討する。iii) 親族調査や親族交流，里親委託調整を並行し，家庭復帰困難で長期入所が見込まれる場合は，子どもの意向に応じて親族養育あるいは里親への移行を遅滞なく支援する。

(3) 体制整備

以上の方針に従い，施設に措置された児童に対し，パーマネンシーゴール，必要な場合は家庭養護（養育里親，里親を基盤としたファミリーホーム）への移行支援を行う専任係が，2016年4月1日に設置された。それ以前は，地区担当の児童福祉司が管轄地区出身の全ての被措置児童のケースワークを行っていた。同係はスーパーバイザー1名，養護相談等の経験がある児童福祉司3名で編成され，児童福祉司1名あたり施設（同市所管の乳児院2か所，児童養護施設3か所）1～2か所を担当し，A市児童相談所による被措置児童（2016年4月1日時点：乳児院38名，児童養護施設250名）のうち，乳児院は約3割，児童養護施設は約7割の児童のケースワーク（直接支援）と，全児童の進行管理を担うこととなった。

(4) 直接支援対象の決定

初年度（2016年度）の直接支援の対象児童は，家族交流の多さ（家庭復帰見込みの参考），子どもの年齢の低さ（家庭養育によるアタッチメント形成の必要性の参考），親族交流の多さ（親族養育への移行可能性の参考）などから各児童の移行目標を仮定した上で，2016年3月末時点の担当児童福祉司と協議して決定された。親子の状況や特性を踏まえ，担当児童福祉司の変更による

親子へのアプローチの変化や増加が，仮定した目標の達成に良い影響を与えるか否かなどが検討された。例えば，親子分離前から担当していた児童福祉司による家庭復帰支援の最中であって親子との関係性の継続が重要である場合は直接支援の対象とはせず，家族交流が途絶えており家族の状況把握や親族調査に基づくアプローチの変化が重要な場合は直接支援の対象とされた。2017年度と2018年度の直接支援対象も，前年度末の担当児童福祉司と同様の協議により決定された。

(5) ケースワーク（直接支援）

①個別アセスメントとプランニング 記録再読，関係機関照会，心理判定等から親子の現状と不足情報を把握した上で，「家庭復帰等を支援する担当になった」と自己紹介して親子と会い，親子の意向と心身の状態，環境（支援者や生活課題）を聞き取り，パーマネンシーゴールを含む新たな計画（目標，支援内容，期限）を話し合った。子どもの成長にとっての期限の意義を説明し，期限到来時の計画変更への保護者の理解を予め促した。子どもの意向は最優先し，拒否した場合はいかなるパーマネンシーゴールへの移行も実施されなかった。

②家庭復帰の支援 施設職員や担当児童心理司とともに親子の状態や関係を評価しながら，面会・外出・外泊の段階的实施，交流時の課題設定，その前後の支援（ペアレンティング，施設での関わりに基づく助言，親子の状態に関する心理教育など），家族と地域資源の接続（顔合わせ等）などが行われた。親子への働きかけを施設職員と確認し，児童相談所も施設も，親子の良い関わり合いや変化を言葉にして家族と共有した。各段階の評価は「家庭復帰に向けたチェックリスト」（才村ほか2009）をもとに包括的に行われた。

③親族養育への移行支援 交流実績のある親族との交流促進と評価，戸籍調査等による親族の発見と状況把握など，移行に向けた支援が行われた。児童虐待事例など親子の交流に計画性が必要な場合は，親族里親や親族による養育里親へ移行し，児童相談所の措置のもとで親子関係調整が継続された。経済的支援を目的とした親族里親の活

用も行われた。

④特別養子縁組への移行支援 乳児院在所児童を中心に養子縁組里親へ移行支援を行う方針だったが、地区担当児童福祉司が支援を継続し直接支援は行われない場合が多かった。

⑤里親養育への移行支援 子どもの特性等に応じて交流等が行われた。意向不明な親権者への通知（委託予告）や不同意への対応など所内弁護士の法的助言を得ながら進められた。

(6) 進行管理

①入所調整と里親待機児童の管理 措置先の選択場面で、親族養育や特別養子縁組の可能性などを専任係が担当児童福祉司に確認し、パーマネンシーゴールの序列による検討が行われた。援助過程で家庭養護が必要だが里親委託まで時間を要する場合は、施設養育されながら里親委託を待つ「里親待機児童」として管理し、委託可能里親の定期確認が行われた。

②家族交流状況の把握と活用 施設在所児童の家族交流の頻度（家庭状況変化の参考）と相手（家族関係変化の参考）を毎月把握し、支援のタイミングや再検討の必要性を捉える指標とした。

③担当者会議（二者協議）によるプランニングと再検討 6か月に1回、全ての在所児童について、施設（担当者又は家庭支援専門相談員）と児童相談所（担当児童福祉司、必要なら担当児童心理司）が集まって情報を共有し、支援状況の評価と移行目標の再検討、支援の内容と期限の再設定が行われた。プランニング様式には、3年以内（乳児院は6か月以内）の家庭復帰見込みの有無、他に考えられる移行目標（親族養育、養子縁組、里親養育など）、支援ごとの評価期限の記入欄が設けられた。定期開催以外にも必要に応じて開催された。

④家族参加会議（三者協議）によるプランニングと再検討 上記二者に加えて、新たに、入所後1か月以内に原則として家族が参加する会議が設定された。専任係の児童福祉司が司会となり、措置の直後からパーマネンシーゴールと達成方策を家族と丁寧に合意することにより、子どもの時間感覚や継続的な親子交流の重要性が家族自身の視

点で理解されること、個々の家族にあった具体的な計画が目標の実現可能性を高めることが意図された。入所2か月目以後は、子どもの年齢が低いほど頻回に適宜開催され、目標の再設定等が行われた。

2. 評価の方法

(1) 評価の枠組み

Friedman (2015:66-101) は、民間企業や公的機関が提供するプログラムやサービス制度の実績を説明し改善すべき点を明らかにする「結果に基づく説明責任」(Results-Based Accountability) の枠組みとして、結果を意図した取組 (Effort) の量と質、その結果 (Effect) の量と質の4領域による説明が有効だとしている。

取組の量：どれほど多く (How much) サービスが提供されたか？

取組の質：どれほど良く (How well) そのサービスが提供されたか？

結果の量：どれほど多く (How many) の顧客がより良い状態 (better off) になったか？

結果の質：何% (What percent) の顧客がどのように (how) より良い状態になったか？

(Friedman 2015:68)

本実践は、子どもと家族への公的な介入であり、公的機関として「結果に基づく説明責任」を果たす必要があること、一定数の子どもを対象とした質の間われる援助であり、取組、結果、量、質の4象限による評価に馴染むことから、上記枠組みを採用した。具体的には、パーマネンシーゴールの達成という結果を意図して行われた援助プロセスである面接と会議の回数を「取組」に、パーマネンシーゴールへの移行などの援助結果が確定した退所者における退所区分ごとの割合などを「結果」に分類し、Friedman の4領域による評価を試みた。

(2) 定義

「取組」は、退所までの援助プロセスで行った5つの活動（面接及び会議）を表2のとおり定義し、取組の主要な「結果」は、児童相談所運営指針が示すパーマネンシーゴールの区分に即して、退所区分などを表3のとおり分類した。

(3) 評価の視点と方法

専任係を設置した2016年4月1日を介入（評価対象とした実践の開始）時点とし、介入前後の「取組」（援助プロセス）と「結果」（退所統計等）を集計して比較することによって、パーマネンシー保障に資する変化の有無や程度を明らかにすることとした。

取組の量は、A市児童相談所の電磁上及び台

帳上の記録から、定義された取組について、介入前に最短でも1年間、介入後に最短でも6か月間の在所期間がある〔取組集計対象〕における介入前（2015年4月1日～2016年3月31日）と介入後（2016年4月1日～2018年9月30日）の6か月間あたりの平均回数（児童1人あたり）を確認した。

取組の質は、一定水準を満たす活動（取組の量）の割合や取組に当たる職員の質で示される（Friedman 2015:69-80）ことから、介入前後の取組の量の増加率、専任係の児童福祉司の職務経験、専任係の体制強化など、支援の丁寧さに関連する項目を確認した。

結果の量は、同上の記録から、介入前（2013

表2 取組に関する定義

子ども面接	専任係の児童福祉司による担当児童との面接
保護者面接	専任係の児童福祉司による出身家庭の家族との面接
親族面接	専任係の児童福祉司による出身家庭以外の親族との面接
担当者会議	専任係の児童福祉司と施設の担当者又は家庭支援専門相談員が出席した会議 ※概要はII1(6)③のとおり
家族参加会議	専任係の児童福祉司と施設の担当者又は家庭支援専門相談員に加えて、出身家庭の家族又は出身家庭以外の親族、適切なら児童が出席した会議 ※概要はII1(6)④のとおり

表3 結果（退所区分）に関する定義

〈家庭復帰〉	18歳到達前に出身家庭（当該施設入所時）へ復帰した退所者
〈親族移行〉	18歳到達前に出身家庭（当該施設入所時）ではない親族による養育（親族里親、親族による養育里親、親族による普通養子縁組を含む）へ移行した退所者
〈縁組移行〉	特別養子縁組の養親候補者（養子縁組里親を含む）による養育へ移行した退所者
〈里親移行〉	18歳到達前に養育里親又はファミリーホーム（※）による養育へ移行した退所者 ※全て里親家庭を基盤としたファミリーホーム
〈施設変更〉	18歳到達前に他の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は障害児入所施設へ移行した退所者
〈年齢到達〉	18歳到達後に退所した者
〈その他〉	上記6区分以外の退所者（18歳到達前の自立、ケース移管、家裁送致など）
パーマネンシー	心理的親との永続的な関係の下での養育環境
パーマネンシーゴール	パーマネンシー保障の選択肢（〈家庭復帰〉〈親族移行〉〈縁組移行〉）の総称
パーマネンシーゴール達成率	退所総数に対するパーマネンシーゴールの達成割合（％）
【直接支援】	専任係の児童福祉司が児童を担当してケースワーク（II1(5)）を行った退所者
【進行管理】	専任係の児童福祉司が会議等を通じて進行管理（II1(6)）のみを行った退所者
〔取組集計対象〕	【直接支援】のうち、2015年3月31日以前に児童養護施設に入所し2016年10月1日～2019年3月31日の間に退所した〈家庭復帰〉、〈親族移行〉、〈里親移行〉

年4月1日～2016年3月31日)と介入後(2016年4月1日～2019年3月31日)の退所区分別及び在所期間別の退所者数の割合、パーマネンシーゴール達成率を比較した。

結果の質は、同上の記録から、介入後(2016年4月1日～2019年3月31日)の〈家庭復帰〉と〈親族移行〉のうち2019年11月1日までに再通告(A市児童相談所への通告又は相談)、再保護(同児童相談所による一時保護)、再措置(同児童相談所による児童福祉法第27条第1項第3号措置)された児童数の割合を、介入前(2013年4月1日～2016年3月31日)の〈家庭復帰〉と〈親族移行〉の2016年11月1日までの同割合と比較した。

3. 倫理的配慮

本報告が用いるデータの管理責任を持ち、評価対象となる実践を行ったA市児童相談所及び専任係の長に対し、研究の目的、方法、研究協力の自発性と撤回の自由、論文投稿等による結果の公表などを事前に説明し、文書で同意を得るなど、日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針に従って研究を実施し、本報告を作成した。結果の集計にあたっては統計処理を行い、公表される実践内容、集計結果及び検討結果に個人が特定される情報は含んでいない。

Ⅲ. 結果

1. 取組の量

介入後、専任係による[取組集計対象]一人あたりの平均回数/6か月は、〈家庭復帰〉では子ども面接が約2.8回、保護者面接が約1.5回であった。〈親族移行〉と〈里親移行〉でも子ども面接は1回を超えた。親族面接は〈親族移行〉で約0.7回であったが〈家庭復帰〉と〈里親移行〉では約0.2回であった。〈里親移行〉では家族参加会議がほとんど実施されなかった。(表4)

2. 取組の質

Friedman(2015:80)は、取組の量が「数」であるのに対し、取組の質は、例えば修了できた顧客の割合、一人当たり業務量、訓練された職員の割合などの「率」だとしている。

[取組集計対象]一人あたりの平均回数/6か月のうち介入前後での増減率をみると、〈里親移行〉の保護者面接のみ減少し、〈家庭復帰〉の子ども面接、〈親族移行〉の保護者面接、〈里親移行〉の子ども面接は2倍、〈家庭復帰〉の親族面接は3倍、〈家庭復帰〉の家族参加会議は4倍、〈親族移行〉の親族面接は5倍を超えるなど、親子の参画率は上がった(表4)。また、2017年4月1日には児童心理司経験者1名が児童福祉司として加わり5名体制、2018年4月1日には児童養護施設職員経験者1名が社会的養護自立支援員として加わり6名体制となって一人当たり

表4 取組の量と児童養護施設退所区分

単位：児童1人あたり平均回数/6か月、増加率は%

	介入前			介入後			増加率(%)		
	〈家庭復帰〉	〈親族移行〉	〈里親移行〉	〈家庭復帰〉	〈親族移行〉	〈里親移行〉	〈家庭復帰〉	〈親族移行〉	〈里親移行〉
退所者数	23	11	9	23	11	9	—	—	—
子ども面接	1.33	0.95	0.78	2.82	1.32	1.59	212	139	204
保護者面接	0.76	0.36	0.94	1.51	0.87	0.40	199	242	43
親族面接	0.07	0.14	0.00	0.24	0.73	0.22	343	521	—
担当者会議	1.00	1.09	0.94	1.33	1.15	1.48	133	106	157
家族参加会議	0.15	0.00	0.06	0.65	0.36	0.07	433	—	117

集計対象：[取組集計対象] (n=43)

の業務量は減るとともに、移行支援プロセスにおける心理的援助（発達特性に応じた説明や気持ちの聞き取り、新たな養育者を知り自分を伝える段階的な移行準備）、自立への移行期における家族との関係構築支援などが充実した。

3. 結果の量

(1) 退所区分別の退所者割合の変化

児童養護施設退所では、介入前後で〈親族移行〉が2.4%から11.5%、〈里親移行〉は3.8%から6.3%に上昇し、〈年齢到達〉は11.3ポイント低下した。〈親族移行〉の63.6%、〈里親移行〉の75.0%が【直接支援】であった。乳児院退所では、介入前後で〈施設変更〉が20.8%から0.0%に低下した一方、〈里親移行〉が8.3%から24.3%に上昇した。（表5）

介入後の〈縁組移行〉は、児童養護施設退所で0名、乳児院退所で5名であった（表5）。介入

後3年間にA市児童相談所が養子縁組里親委託した児童は24名であり、その83.3%（20名）が乳児院を経由せず家庭、病院、養育里親などから委託された。

(2) パーマネンシーゴール達成率の変化

介入前後のパーマネンシーゴール達成率は、乳児院退所では67.7%から64.3%へ低下、児童養護施設退所では44.5%から52.9%へ上昇した。（表5）

在所期間3年以上の児童養護施設退所では、〈家庭復帰〉は17.4%から25.3%、〈親族移行〉は2.2%から15.4%、パーマネンシーゴール達成率は19.6%から40.7%へ上昇し、〈年齢到達〉は約35ポイント低下した。介入後の〈家庭復帰〉及び〈親族移行〉の86.5%が【直接支援】であった。（表6）

(3) 在所期間別の児童養護施設退所者数の変化

在所期間別にみると、介入前に比べ、介入後

表5 退所区分別の退所者数（上段：介入前，下段：介入後）

単位：退所者数（カッコ内は%）

	〈家庭 復帰〉	〈親族 移行〉	〈縁組 移行〉	パーマ ネン シー ゴール 達成 率	〈里親 移行〉	〈施設 変更〉	〈年齢 到達〉	〈その他〉	計
乳児院	55 (57.3)	0 (0.0)	10 (10.4)	— (67.7)	8 (8.3)	20 (20.8)	— —	3 (3.1)	96 (100.0)
児童養護施設	89 (42.2)	5 (2.4)	0 (0.0)	— (44.5)	8 (3.8)	10 (4.7)	78 (37.0)	21 (10.0)	211 (100.0)

集計対象：2013年4月1日～2016年3月31日に施設退所した者（N=307）

単位：退所者数（カッコ内は%）

	〈家庭 復帰〉	〈親族 移行〉	〈縁組 移行〉	パーマ ネン シー ゴール 達成 率	〈里親 移行〉	〈施設 変更〉	〈年齢 到達〉	〈その他〉	計	
乳 児 院	【直接支援】	12	2	0	—	8	0	—	2	24
	【進行管理】	25	1	5	—	9	0	—	6	46
	計	37 (52.9)	3 (4.3)	5 (7.1)	— (64.3)	17 (24.3)	0 (0.0)	— —	8 (11.4)	70 (100.0)
児 童 養 護 施 設	【直接支援】	29	14	0	—	9	3	25	4	84
	[取組集計対象]	[23]	[11]	[0]	—	[9]	—	—	—	[43]
	【進行管理】	50	8	0	—	3	9	24	13	107
計	79 (41.4)	22 (11.5)	0 (0.0)	— (52.9)	12 (6.3)	12 (6.3)	49 (25.7)	17 (8.9)	191 (100.0)	

集計対象：2016年4月1日～2019年3月31日に退所した者（N=261）

パーマネンシー保障に向けた児童相談所の実践結果の検討

表6 退所区分別の退所者数〔在所期間3年以上〕(上段：介入前，下段：介入後)

単位：退所者数(カッコ内は%)

	〈家庭 復帰〉	〈親族 移行〉	〈縁組 移行〉	パーマネ ンシー ゴール 達成率	〈里親 移行〉	〈施設 変更〉	〈年齢 到達〉	〈その他〉	計
児童養護施設	16 (17.4)	2 (2.2)	0 (0.0)	— (19.6)	1 (1.1)	3 (3.3)	68 (73.9)	2 (2.2)	92 (100.0)

集計対象：2013年4月1日～2016年3月31日に退所した者のうち在所期間3年以上の者(n=92)

単位：退所者数(カッコ内は%)

	〈家庭 復帰〉	〈親族 移行〉	〈縁組 移行〉	パーマネ ンシー ゴール 達成率	〈里親 移行〉	〈施設 変更〉	〈年齢 到達〉	〈その他〉	計
児童【直接支援】	20	12	0	—	6	3	22	2	65
[取組集計対象]	[20]	[11]	[0]	—	[6]	—	—	—	[37]
【進行管理】	3	2	0	—	1	4	13	3	26
計	23 (25.3)	14 (15.4)	0 (0.0)	— (40.7)	7 (7.7)	7 (7.7)	35 (38.5)	5 (5.5)	91 (100.0)

集計対象：2016年4月1日～2019年3月31日に退所した者のうち在所期間3年以上の者(n=91)

表7 在所期間別の児童養護施設退所者数(上段：介入前，下段：介入後)

単位：退所者数

	〈家庭復帰〉	〈親族移行〉	〈縁組移行〉	〈里親移行〉	〈施設変更〉	〈年齢到達〉	〈その他〉	計
3年未満	73	3	0	7	7	10	19	119
3年以上6年未満	11	0	0	0	1	17	1	30
6年以上9年未満	3	2	0	0	1	7	0	13
9年以上12年未満	2	0	0	0	1	12	1	16
12年以上15年未満	0	0	0	1	0	17	0	18
15年以上18年未満	0	0	0	0	0	15	0	15
計	89	5	0	8	10	78	21	211

集計対象：2013年4月1日～2016年3月31日に退所した者(N=211)

在所期間：退所した児童養護施設の入所日から起算

単位：退所者数

	〈家庭復帰〉	〈親族移行〉	〈縁組移行〉	〈里親移行〉	〈施設変更〉	〈年齢到達〉	〈その他〉	計
3年未満	56	8	0	5	5	14	12	100
3年以上6年未満	8	8	0	7	3	8	2	36
6年以上9年未満	6	3	0	0	2	9	1	21
9年以上12年未満	5	3	0	0	2	4	0	14
12年以上15年未満	3	0	0	0	0	4	2	9
15年以上18年未満	1	0	0	0	0	10	0	11
計	79	22	0	12	12	49	17	191

集計対象：2016年4月1日～2019年3月31日に退所した者(N=191)

在所期間：退所した児童養護施設の入所日から起算

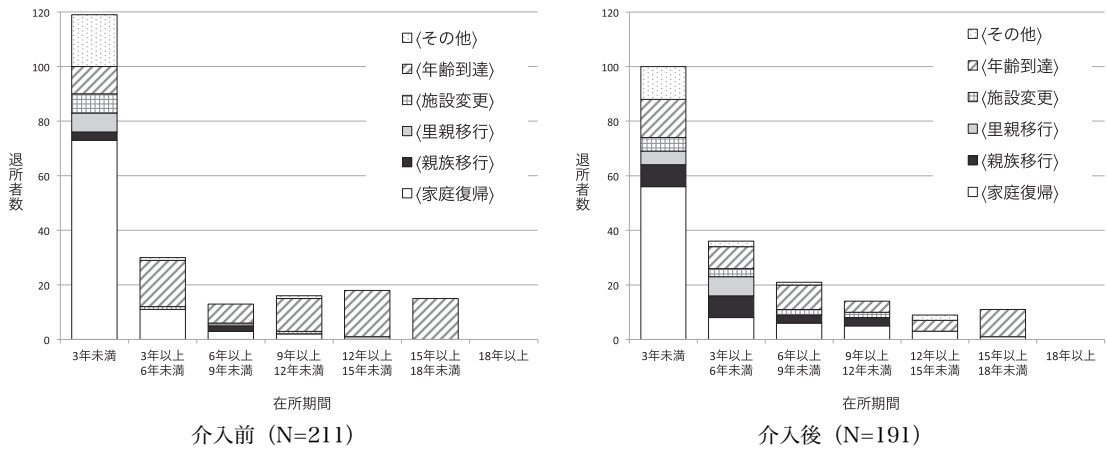


図1 在所期間別の児童養護施設退所者数

表8 児童養護施設退所者の再通告・再保護・再措置の状況

	退所者数	累積回数			該当者純数 (カッコ内は%)			
		再通告	再保護	再措置	再通告	再保護	再措置	
介入前 退所者	〈家庭復帰〉	89	18	16	12	16	16	12
	〈親族移行〉	5	2	0	0	1	0	0
	計	94	20	16	12	17	16	12
	該当者純数計/退所者数計	—	—	—	—	(18.1)	(17.0)	(12.8)
【直接支援】	〈家庭復帰〉	29	5	4	1	4	3	1
	〈親族移行〉	14	0	2	0	0	2	0
	計	43	5	6	1	4	5	1
	該当者純数計/退所者数計	—	—	—	—	(9.3)	(11.6)	(2.3)
介入後 退所者	〈家庭復帰〉	50	11	9	6	9	8	6
	〈親族移行〉	8	1	1	0	1	1	0
	計	58	12	10	6	10	9	6
	該当者純数計/退所者数計	—	—	—	—	(17.2)	(15.5)	(10.3)
【進行管理】	計	101	17	16	7	14	14	7
	該当者純数計/退所者数計	—	—	—	—	(13.9)	(13.9)	(6.9)

集計時点：介入前退所者は2016年11月1日，介入後退所者は2019年11月1日

は、特に在所期間3年以上において、〈年齢到達〉の割合が減り、〈家庭復帰〉、〈親族移行〉、〈里親移行〉、〈施設変更〉が増え、退所区分が多様化した。(表7, 図1)

4. 結果の質

介入前の〈家庭復帰〉及び〈親族移行〉の計94名のうち2016年11月1日までの再通告は18.1%、再保護は17.0%、再措置は12.8%であ

った。介入後の〈家庭復帰〉及び〈親族移行〉の計101名のうち2019年11月1日までの再通告は13.9% (【直接支援】では9.3%)、再保護は13.9% (同11.6%)、再措置は6.9% (同2.3%)であった。(表8)

IV. 考察

結果を踏まえ、以下3つの点について、実践

の成果と課題を検討する。

1. 児童養護施設在所児のパーマネンシー保障

本実践の開始後、児童養護施設のパーマネンシーゴール達成率は約8ポイント上昇し、年齢到達後の退所は約11ポイント減少するなど、パーマネンシー保障に進展がみられた。中でも、親族養育への移行は2.4%から約5倍の11.5%に増加し、その移行プロセスでは専任系の児童福祉司による親族面接が大幅に増加したことから、方針iiiに基づく親族調査や親族交流支援の活発化がパーマネンシーというより良い状態 (better off) を子どもにもたらしたと考えられ、実践の成果といえる。

特に、在所期間3年以上で退所した者のパーマネンシーゴール達成率は介入前の2倍(40.7%)となった。3年以上在所者の4人に3人(73.9%)が年齢到達後の退所となっていた介入前の硬直した状況(図1左)は改善し、在所期間が3年を超えた場合も出身家庭、親族、里親などの家庭養育環境への移行が実現したことが視覚的にも確認できる(図1右)。3年以上在所者のパーマネンシーゴールへの移行のほとんど(86.5%)を担った直接支援では、家庭復帰と親族移行のプロセスで家族参加会議が増加したことから、方針iiに従い家族参画のもとで目標の再設定等を行ったことが、施設養育が長期化している子どものパーマネンシーゴールの達成に寄与したと推察される。

この点、里親移行のプロセスにおいて家族参加会議がほとんど実施されなかったことや介入前より保護者面接が減少したことは課題といえる。里親養育への移行は、移行後の親子交流を前提に、子どもと心理的親(実親、親族など)の関係の維持や構築を意図して行うものであるから、パーマネンシー保障を見据え、家族参画のプロセスを踏むことが重要だろう。

その他の課題として、児童養護施設から特別養子縁組への移行がなかったことが挙げられる。2015年調査(福井ほか2017)では父母不同意(5名)や年齢要件等(36名)により特別養子縁

組を断念した児童養護施設在所児童が把握されており、里親委託されている同様の児童を含め、養子適格性のある子どもを確実に把握し、2020年4月施行の新たな養子縁組手続(児童相談所長申立てによる養子適格性の確認に基づく父母同意撤回制限など)を活かした特別養子縁組への移行支援を行うことが、パーマネンシー保障にとって重要な課題といえる。

2. 乳児院在所児のパーマネンシー保障

乳児院からの退所では、特別養子縁組への移行の減少と里親養育への移行の大幅な増加によりパーマネンシーゴール達成率がやや低下したが、A市児童相談所による養子縁組里親委託の約8割が乳児院を経由しておらず、また、〈その他〉には転居した家族や遠方の親族との交流促進に向けたケース移管が含まれており、必ずしもパーマネンシー保障の後退を意味しない。乳児院からの退所にあたって児童養護施設への措置変更がなくなり家庭養育(家庭復帰、親族養育、特別養子縁組、里親養育)への移行で約9割を占めたことは、家庭養育を求める児童福祉法と児童相談所運営指針の原則に即した結果であり、一定の評価ができる。

しかしながら、パーマネンシーゴール達成率を低下させた大きな要因である里親養育への移行の大幅な増加が、その後のパーマネンシー保障につながっているか否かについては注意を払う必要がある。親や親族との交流計画など、里親養育へ移行後のパーマネンシーゴールに向けた支援を明確に描いて里親委託するとともに、委託後の親子交流や再統合支援が進まなかった場合のバックアッププラン(親族養育、特別養子縁組など他のパーマネンシーゴール)とその選択基準を決めておくなど、方針iiと同様のプランニングが必要とされるだろう。

3. パーマネンシーの質

家庭復帰後と親族養育へ移行後の再通告率、再保護率、再措置率が介入前より低かったことは、家庭復帰と親族移行のプロセスでの取組の量がい

ずれも介入前より増えたことなど専任係によるきめ細かな支援による影響が考えられる。集計の対象や時点が異なる他の調査との比較は困難だが、直接支援による顕著な率の低下は、パーマネンシーゴール達成後の子どもの安全や養育環境の安定性が表れていると考えられ、実践の質的な成果といえる。

一方で、パーマネンシーの質は、パーマネンシーゴール達成後に心理的親（実親、親族、養親など）との永続的な関係が築けているかが重要となる。本報告では、その点を外形的に推察する再通告率等の指標を用いたものの、本来的には、移行後の家族の内面（親子関係や子どもの永続性の感覚）を把握し、十分にパーマネンシーが達成されているかを確認することが望ましく、そのような予後まで把握できなかつたことは実践の課題といえる。

しかしながら、予後は措置解除時に集計可能な指標ではなく、厳密な分析のためには研究者との協力も必須となる。実践現場では、まずは本報告が用いたパーマネンシーゴール達成率を指標としてパーマネンシーの量的な保障の達成度を測りながら、質的な指標としては再通告率等の経年比較や自治体間比較によって移行後の養育環境の安定性を捉えてパーマネンシー達成の程度を推し測っていくことが現実的といえよう。

V. 限界と研究課題

本報告は、援助プロセスと退所統計の変化を後ろ向きに明らかにして実践の評価を試みたものであり、介入前から評価デザインを描いて調査研究を行ったものではない。今後、同様の実践については、本報告が整理した実践内容、成果と課題を踏まえ、再現性のある明確な実践モデルや効果的な指標を設定し、前向きに集計と分析を行っていくことが、研究課題といえる。その際、パーマネンシーゴールを達成した具体的事例の援助プロセスを質的に研究できれば、実践モデルの補強や、本報告で十分に行えたとはいいがたい「取組の質」

の評価にもつながると思われる。

また、「結果の質」は、家庭復帰後の子どもの成長発達や親子関係構築の度合い、満足度など、パーマネンシーゴール達成後の予後について当事者の視点も踏まえて中長期的に捉える必要があるが、予後評価のために措置解除後も児童相談所が家族に関わり続ける侵襲性に対する懸念、児童相談所以外による予後評価の体制構築の難しさから、実現していない。このような研究倫理上の整理や評価体制の構築は、実践評価一般に通じる課題といえる。

最後に、本報告は、施設に措置された子どものパーマネンシー保障に向けた実践の結果を検討したが、実践の発展のためには、里親養育を含む代替養育のもとで育つ子ども全体を捉えてパーマネンシー保障の方策を実証していく必要がある。

参考文献

- 千賀則史 (2017) 『子ども虐待 家族再統合に向けた心理的支援——児童相談所の現場実践からのモデル構築』明石書店
- Friedman, M. (2015) *Trying Hard Is Not Good Enough: How to Produce Measurable Improvements for Customers and Communities 10th Anniversary Edition*, PARSE.
- 福井充・中村有希・藤林武史 (2017) 「福岡市における施設入退所調査に基づく家庭移行支援の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』19(2), 222-230.
- 藤林武史編 (2017) 『児童相談所改革と協働の道のり——子どもの権利を中心とした福岡市モデル』明石書店
- Goldstein, J., Solnit, A. J., Goldstein, S., et al. (1996) *The Best Interests of the Child: The Least Detrimental Alternative*, The Free Press.
- 畠山由佳子 (2015) 『子ども虐待在宅ケースの家族支援——「家族維持」を目的とした援助の実態分析』明石書店.
- 加藤則子・川松亮・坂戸美和子・ほか (2014) 「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」平成 24～25 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）.
- 厚生労働省 (2016 b) 「里親支援専門相談員等の調査結

- 果」(第7回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会資料)(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000147563.pdf>, 2021. 6. 26)
- 厚生労働省(2018)「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年1月12日)
- 厚生労働省(2020)「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>, 2021. 6. 26)
- Maluccio, A. N., Fein, E., and Olmstead, K. A. (1986) *Permanency Planning for Children: Concepts and Methods*, Tavistock Publications.
- Mulheir, G., Browne, K., and Associates (2007) *De-Institutionalising and Transforming Children's Services: Guide to Good Practice*, University of Birmingham Press.
- Pecora, P. J., Whittaker, J. K., Barth, R. P. et al. (2019) *The Child Welfare Challenge: Policy, Practice, and Research Fourth Edition*, Routledge.
- 才村純・山本恒雄・庄司順一・ほか(2009)「保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のためのチェックリストの有用性に関する実証的研究(2)」『日本子ども家庭総合研究所紀要』46, 167-176.
- 山本恒雄・有村大士・永野咲・ほか(2012)「児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』49, 143-184.
- 山本恒雄・大久保牧子・佐藤和宏・ほか(2013)「児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』50, 35-58.